

熊本県特定不妊治療費助成事業について

【1 はじめに】

熊本県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、「特定不妊治療」（体外受精又は顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。

※ 医師の判断に基づきやむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取より前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

【2 対象者】

法律上の婚姻をしている夫婦または事実上婚姻関係と同じ事情の夫婦で、次の（１）～（４）の全てに該当する方が対象になります。

（１）夫婦のいずれかが県内（熊本市を除く）にお住まいで、指定医療機関（次ページ参照）において体外受精又は顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦。

※ 熊本市にお住まいの方は、熊本市の助成制度があります。

（２）今年度、指定医療機関で特定不妊治療を実施した夫婦。

（３）治療期間の初日における妻の年齢が４３歳未満であること。

（４）夫婦のいずれかが今回申請の不妊治療費に係る費用について、熊本市又は県外の地方公共団体から助成を受けていないこと。

※平成２７年度までに通算５年間助成を受けている場合には助成対象外となります。

【3 助成内容】

夫婦一組に対し特定不妊治療費（入院費、凍結保存料、食事代等治療に直接関係ない費用を除く）を、１回の治療につき３０万円（ただし、治療ステージＣ及びＦの治療の場合は１０万円）までとします。初めて助成を受けた際の治療期間の初日の妻の年齢が４０歳未満であるときは、通算助成回数６回（４０歳以上であるときは通算３回）まで予算の範囲内で助成します。

※参考

治療ステージＣ：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

治療ステージＦ：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

【4 申請に必要な書類】

（１）熊本県特定不妊治療費助成事業申請書

（２）特定不妊治療費助成事業受診等証明書（指定医療機関が記入）

（３）領収書（指定医療機関が発行）

（４）住民票（３ヶ月以内に発行されたもので、夫婦の氏名、生年月日、性別、夫婦の続柄、住民となった年月日がわかるもの。）

※住民票の続柄が「子の夫」、「子の妻」という記載の場合は、本籍の筆頭者の記載があると、夫婦であることの確認ができます。

（５）戸籍謄本（抄本）（３ヶ月以内に発行されたもの。ただし、住民票で夫婦の続柄の記載があれば戸籍謄本は不要。）

※事実婚の場合は、①両人の戸籍謄本 ②両人の住民票 ③熊本県特定不妊治療費助成事業事実婚関係に関する申立書が必要です。

（６）他自治体への受給状況照会に関する同意書（初回申請又は夫婦別住所の場合）

その他

- ・出産に伴う回数リセットの場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認しますが、死産の場合は、死産届の写し等の提出が必要となります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に係る特例（別紙参照）に該当する場合は夫婦それぞれの所得証明が必要となります。

【5 申請書の提出先】

- (1) 特定不妊治療の終了後、申請書を最寄りの保健所（裏面参照）へ提出してください。
- (2) 郵送も可ですが、郵送の場合は、次項目記載の”提出期限”内に必ず保健所に届くようお願いします。なお、郵送での受付については、差出し・配達記録の残る簡易書留や特定記録郵便などのご利用をお勧めします。

【6 申請書の提出期限】

- (1) ”治療が終了した日の属する年度”の末日(3月31日)までに提出してください。
なお、3月中に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月30日まで申請することができます。
申請が遅れると助成の対象外となりますのでご注意ください。
- (2) 助成可否の審査に時間がかかる場合もありますので、治療終了後は、できる限り早めの申請をお願いします。
- (3) 審査の結果、承認の場合は承認決定通知書を、不承認の場合は不承認決定通知書を、各申請者宛てに送付します。
なお、申請から入金までには、2～3ヶ月ほど時間がかかる場合もありますので、あらかじめ御了解願います。

【7 申請書等の様式の入手方法】

- (1) 保健所窓口で入手できます。
- (2) 熊本県のホームページから、以下の順にリンクを進んでいくことでも入手できます。
※「県政情報」⇒「健康・福祉・子育て」⇒「結婚・家庭・子育て」⇒『子ども未来課』
⇒「妊娠・出産」⇒「熊本県特定不妊治療費助成事業」
※ホームページ内での検索によってもアクセス可能です。検索ワード：特定不妊治療

【8 問い合わせ先】

- (1) 最寄りの県保健所
- (2) 熊本県女性相談センター（不妊専門相談も行っております。）

【9 県内保健所一覧】

保健所名	所在地	電話
宇城保健所	〒869-0532 宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-1207
有明保健所	〒865-0016 玉名市岩崎 1004-1	0968-72-2184
山鹿保健所	〒861-0501 山鹿市山鹿 465-2	0968-44-4121
菊池保健所	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10	0968-25-4138
阿蘇保健所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9036
御船保健所	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 396-1	096-282-0016
八代保健所	〒866-8555 八代市西片町 1660	0965-33-3229
水俣保健所	〒867-0061 水俣市八幡町 2-2-13	0966-63-4105
人吉保健所	〒868-8503 人吉市西間下町 86-1	0966-22-3107
天草保健所	〒863-0013 天草市今釜新町 3530	0969-23-0172

【10 不妊専門相談】

熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内） 住所：熊本市東区長嶺南2丁目3-3

相談の種類	相談日、時間	対応者
電話相談 (096-381-4340)	平日（月～土）9:00～20:00 （正午～午後1時除く）	相談員（助産師等）
来所（面接）相談	第4金曜日 14:00～16:00（要予約）	産婦人科医師

【11 県内の指定医療機関】 令和2年4月1日現在

体外受精	顕微授精	医療機関名	住 所	電 話
○	○	熊本大学病院	熊本市中央区本荘1丁目1番1号	096-344-2111
○	○	福田病院	熊本市中央区新町2丁目2番6号	096-322-2995
○	○	伊井産婦人科病院	熊本市中央区大江本町8-15	096-364-4003
○	○	片岡レディースクリニック	八代市本町3丁目3-35	0965-32-2344
○		森川レディースクリニック	熊本市中央区水前寺6丁目31番1号	096-381-4115
○	○	ART女性クリニック	熊本市中央区神水本町25番18号	096-360-3670
○	○	ソフィアレディースクリニック水道町	熊本市中央区水道町9番5-1号	096-322-2996

※ 県外の指定医療機関については、医療機関の存在する各都道府県、政令市、中核市等に直接ご確認ください。

【12 治療の内容・結果および妊娠の経過について行政へ報告を行うことに関する説明】

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

また、本県においても特定不妊治療を行う医療機関からの報告を受け、集計・分析を行い、不妊対策の基礎資料とします。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の申請状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目 [報告は医師が行います。]

I 治療から妊娠まで

(1) 患者（女性）の年齢 (2) 不妊の原因 (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

(4) 妊娠・出産の状況 (5) 生まれた子の状況

【13 その他】

熊本県庁内の担当課：子ども未来課（母子保健班） 電話 096-333-2209（直通）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う取扱い【年齢要件・通算助成回数】

1 年齢要件について

令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の場合

現在、「治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦」とされていますが、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合は、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り対象とする。

※令和3年度中に始めた治療でも、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までに始めたものであれば、特例が適用されます。

2 通算助成回数について

令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の場合

現在、「初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、6回(40歳以上であるときは通算回数3回)」とされていますが、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回とします。

※令和3年度中に始めた治療でも、妻の年齢が41歳に到達する日の前日までに始めたものであれば、特例が適用されます。